

◆死亡保障・高度障がい保障

## 資生堂社員専用死亡保障保険

団体定期保険

◆病気やケガによる入院保障

## 医療保障保険 医療保障保険(団体型)

## のご案内

効力発生日

2024年9月1日

申込締切日

2024年7月5日(金)

加入内容に変更のない方は従来の加入内容で継続されますので、お手続きは不要です。

資生堂社員専用死亡保障保険・医療保障保険は、  
1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、  
配当金をお受取りになれます。

※脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

過去3年間の配当還元率(年間払込保険料に対する配当金の割合)は以下のとおりです。

商品	年度(保険期間)	2021年度 (2020.9.1~2021.8.31)	2022年度 (2021.9.1~2022.8.31)	2023年度 (2022.9.1~2023.8.31)
資生堂社員専用 死亡保障保険		約27%	約42%	約70%
医療保障保険		約26%	約27%	約19%

※上記は過去3年間の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。

- 当保険制度は追加募集をしておりますので、上記効力発生日以外でも加入(増額)可能です。
- 追加募集時は加入(増額)が可能です。
- 追加募集時に加入(増額)される場合は、毎月末日までに株式会社フクハラアイズへ「申込書兼告知書」をご提出ください。なお、引受保険会社(\*)が「申込書兼告知書」を受理した場合、効力発生日は、その翌々の1日となります。
- (\*)共同取扱契約の場合、事務幹事会社を指します。



## ご相談窓口等

- ご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。

(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命窓口までご連絡ください。)

〈団体お問合せ先〉 株式会社フクハラアイズ TEL:0120-81-2986

〈日本生命お問合せ先〉 日本生命保険相互会社 法人サービスセンター TEL:0120-563-925(通話料無料)

※お問合せの際には、記号証券番号(資生堂社員専用死亡保障保険:931-1251・医療保障保険:900-148)をお知らせください。

【受付時間 月曜日~金曜日 9:00~17:00(祝日・12/31~1/3を除く。)]

別添の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。

また、「正しく告知いただくために」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要な被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。

お申込みにあたっては、当パンフレット・「ご加入のみなさまへ」とあわせてご確認ください。また、追加募集時に、配偶者・子どものお申込みの際は、プリントアウト等にてパンフレットをお渡しのうえ、ご確認ください。

なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。)をお読みいただいた後も大切に保管してください。

webサイトをご覧になりお申込みいただいた方は、当パンフレットを保存等のうえ、大切に保管してください。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご確認ください。

金融庁の  
公的保険ポータルはこちら

本制度の事務幹事会社は日本生命保険相互会社です。

株式会社資生堂 事務局 株式会社フクハラアイズ TEL:0120-81-2986

# 資生堂社員専用死亡保障保険

団体定期保険

万一、死亡された場合、または所定の高度障がい状態になられた場合に保険金をお支払いします。

## 意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

### ◆死亡保障・高度障がい保障

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

- 保障内容はニーズに合致していますか。  
 ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

資生堂社員専用死亡保障保険は**死亡保障**だけではありません!  
所定の**高度障がい状態**になられた場合も保障されますので  
**若年層の方**もぜひお申込みください。



## おすすめポイント

医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。

※告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。

団体保険としての割引が適用された加入しやすい保険料です!

毎年保障額の見直しができます!

1年更新の保険ですので、ライフイベントの変化に合わせ、毎年保障額の見直しができます!

※ただし、健康状態等によっては保障額を増額できない場合があります。

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、**配当金をお受取りになれます!**

(この保険契約が保険期間満了の日に有効で、かつ、その日までのこの保険契約の保険料が払込まれた場合に、保険会社の定める方法で支払われます。)

※脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

**ご参考** 年間払込保険料に対する配当還元率

[ 2021年度 約27%、2022年度 約42%、2023年度 約70% ]

※上記は過去3年間の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。

**ご加入後に病気になられても継続加入できます!**

原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。

なお、加入内容に変更のない場合は、お手続きは不要です。

## 保障額と保険料〈資生堂社員専用死亡保障保険〉

対象	死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	月払保険料 (概算)	うち会社補助
本人	6,000 万円	14,400 円	480 円
	5,000 万円	12,000 円	480 円
	4,000 万円	9,600 円	480 円
	3,000 万円	7,200 円	480 円
	2,500 万円	6,000 円	480 円
	2,000 万円	4,800 円	480 円
	1,500 万円	3,600 円	360 円
	1,000 万円	2,400 円	240 円
	700 万円	1,680 円	168 円
	500 万円	1,200 円	120 円
	300 万円	720 円	72 円
	200 万円	480 円	48 円

対象	死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	月払保険料 (概算)
配偶者	3,000 万円	7,200 円
	2,500 万円	6,000 円
	2,000 万円	4,800 円
	1,500 万円	3,600 円
	1,000 万円	2,400 円
	700 万円	1,680 円
	500 万円	1,200 円
	300 万円	720 円
	200 万円	480 円
子ども	200 万円	140 円

### 会社が保険料の10%を補助

会社補助は、保険金額2,000万円を限度とします。なお、配偶者と子どもには会社補助はありません。

○保険料は毎月の給与から控除します。(第1回目は9月給与から)

○〈本人・配偶者〉の保険料は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、更新日(今回は2024年9月1日)から適用します。会社補助についても正規保険料算出後、再計算し適用します。追加募集の際に加入(\*)される場合は、保険料が確定している可能性があります。詳細は、人財本部 人財オペレーション部 報酬・福利厚生Gまでご照会ください。

(\*)保障額を増額する場合、増額部分については、「加入」を「増額」と読替えます。

なお、保険料は、加入者数(被保険者数)が所定の人数に達した場合に適用される特別優良割引が適用されています。万一、加入者数(被保険者数)が所定の人数を下回った場合には、割引適用解除となり、保険料が高くなります。

また、保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。

〈子ども〉の保険料は1人あたりの確定保険料です。

○記載の保険料は、確定保険料を含め、2024年3月4日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。

### 〈保険料会社負担部分について〉

当制度は以下の加入対象者の方々の万一の場合に備え、会社が保険料を負担し、以下の加入対象者の方々が被保険者となる保険制度を付保しております。

また、保険料会社負担部分の加入対象者の個人情報の取扱いは、当パンフレットに記載している個人情報の取扱いのとおりです。

2002年1月から特別弔慰金の一部を保険化しました。

加入対象者	株式会社資生堂および関連会社の社員(有期契約社員を除き、出向者を含みます。)
保険金	死亡保険金額・高度障がい保険金額 60万円
保険金受取人	労働基準法施行規則第42条～第45条に規定された被保険者の遺族

※高度障がい保険金の受取人は本人(主たる被保険者)です。

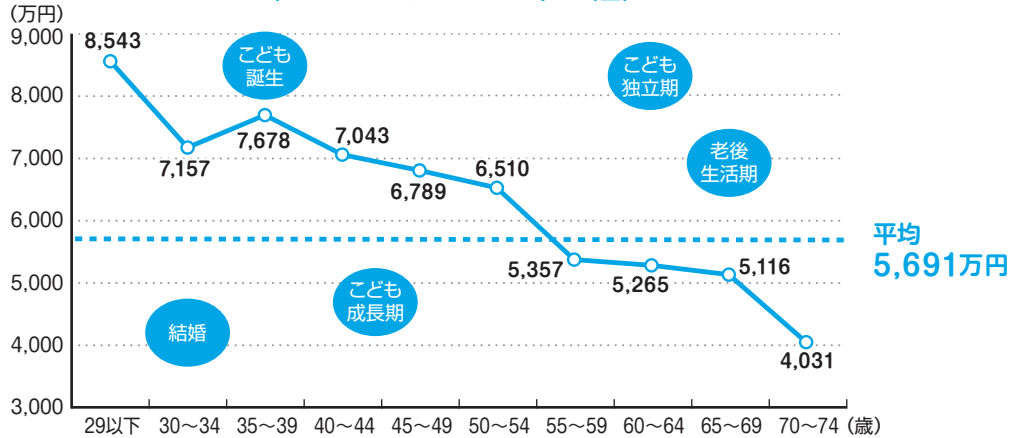
保険料会社負担部分の被保険者となることに同意いただくことができない場合は、人財本部 人財オペレーション部 報酬・福利厚生G宛に、7月5日までにお申し出ください。

(注)本人(主たる被保険者)のご加入が、保険料会社負担部分のみである場合、配偶者・子どもはご加入になれません。

また、配偶者が加入される場合は、本人と同額もしくはそれ以下の保障額で申込みいただく必要がありますが、この場合の本人の保障額には、保険料会社負担部分は含まれませんので、ご注意ください。

## 万一の場合の家族の必要生活資金総額(世帯主年齢別)

(アンケートによる希望値)



**万一の場合の保障準備は万全ですか？**  
 独身だから関係ないと思わないで。  
 独身の方でも、万一の場合は葬儀費用が必要です。  
 しっかり確保しておきましょう。

※「世帯主に万一のことがあった場合に、残された家族のために必要と考える生活資金・年数はどのくらいか」という質問に対する回答(年間必要額×必要年数)の平均値です。

(公財)生命保険文化センター  
 「2021(令和3)年度 生命保険に関する全国実態調査」

## 保険金の年金受取り

保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金基金として設定し、年金として受取ることを選択いただくことができます。

※子どもを被保険者とする保険金は対象外です。

※年金基金として設定する保険金が少額の場合、保険金を年金として受取ることを選択いただくことができません。



上記の年金額は、2023年12月7日現在において、この保険契約の引受保険会社各社が更新後の保険期間に適用する予定の基礎率(予定利率等)に基づき計算しております。

実際に受取ることができる年金額は、年金基金設定時の引受保険会社各社の基礎率(予定利率等)および引受割合をもとに計算されるため、金融情勢等によっては、上記の年金額が増減することがあります。

年金の種類		年金の型	年金受取り	年金受取開始日	一括受取請求	年金受取人が死亡された場合
種類	受取期間					
確定年金	5年	定額型	以下のいずれかを選択 ①年1回受取り ②年2回受取り(6カ月ごと) ③年4回受取り(3カ月ごと)	以下のいずれかを選択 [ 2月1日 5月1日 8月1日 11月1日 ]	年金受取人の請求によって年金受取りにかえて、一括受取りを請求できます。	残存受取期間の未払年金の現価を年金受取人の相続人にお支払いします。
	10年					
	15年					
保証期間付終身年金	終身(保証期間15年)				同上(ただし、一括受取りの請求期間は保証期間までとなります。)	保証期間中に死亡された場合、残存保証期間に対応する未払年金現価を年金受取人の相続人にお支払いします。

### 【年金受取開始日後の配当金のお受取方法について】

・年金受取開始日後の配当金のお受取方法は以下の方法となります。

○年金の買増にあてる方法

### 【年金基金設定日から年金受取開始日の前日まで(据置期間)の配当金のお支払方法について】

・所定の利率(\*)による利息をつけて積立て、年金受取開始日が到来したときに年金基金に繰入れ、年金額を増額します。

(\*)利率は引受保険会社各社で異なり、また、金融情勢等により変動することがあります。

**注意**

- 第1回年金年額が30万円未満となる場合は、年金でのお受取りはできません。(一時金でのお受取りとなります。)
- 年金受取方法を年2回受取り、または年4回受取りとする場合、年金年額40万円以上での設定が必要となります。
- 保証期間付終身年金は、第1回年金受取り時の年金受取人の方が年齢39歳6カ月超の場合のみ選択可能です。

## 取 扱 内 容

資生堂社員専用死亡保障保険	
加入資格	<p>●以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認ください。以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。</p> <p>《本人》株式会社資生堂の役員・社員(出向者を含みます。)・有期契約社員および関連会社の社員(出向者を含みます。)・有期契約社員の方で年齢15歳6カ月超70歳6カ月以下の方。</p> <p>《配偶者》株式会社資生堂の役員・社員(出向者を含みます。)・有期契約社員および関連会社の社員(出向者を含みます。)・有期契約社員の配偶者の方で年齢満18歳以上70歳6カ月以下の方。</p> <p>《子ども》株式会社資生堂の役員・社員(出向者を含みます。)・有期契約社員および関連会社の社員(出向者を含みます。)・有期契約社員の扶養する子ども(*)で年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。 ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。 (*)健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(ご注意)</p> <p>①ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。</p> <p>②本人としての加入資格を有する配偶者・子どもは、本人としてご加入ください。(同一人が本人、配偶者または本人、子どもの二つの資格で二重に加入することはできません。)</p> <p>③配偶者・子どものみで加入することはできません。</p> <p>④配偶者は、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。</p> <p>⑤保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。</p> <p>⑥本人が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。ただし、資生堂社員専用死亡保障保険の関連会社としての加入要件が消滅し、途中で解除となる関連会社のご加入者は、次期更新日の前日まで継続加入いただくことができます。</p> </div>
保険期間	<p>●保険期間は効力発生日～2025年8月31日までです。ご加入後は毎年9月1日を更新日とし、原則として、加入資格を満たすかぎり保険期間1年で更新して継続します。</p>
この保険契約から脱退いただく場合	<p>●本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。</p> <p>●更新日時時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。</p> <p>●配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①、または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。</p> <p>①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日</p> <p>②加入資格を失われた日</p> <p>③更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日</p> <p>●この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する保険料が払込まれた期間の末日です。 (例えば、3月24日に脱退された場合、3月分保険料を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。)</p> <p>●退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細は当パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。</p>
受 取 人	<p>●本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。</p> <p>●配偶者の死亡保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。</p> <p>●本人および配偶者の高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身、子どもの死亡保険金・高度障がい保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。</p> <p>●新規に加入される方で、本人との続柄が「その他(9)」となる方を本人の死亡保険金受取人とされる場合は、「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。</p> <p>●すでに加入されている方で、死亡保険金受取人を変更される場合は、「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日です。</p>
税務上のお取扱い	<p>&lt;保険料&gt; ●保険金額2,000万円を限度に、保険料の10%を会社が補助します。会社補助部分については「みなし給与」扱いとなり、一般生命保険料控除の対象です。</p> <p>●主契約および子ども特約の実質保険料(保険料から配当金を控除した金額)は、一般生命保険料控除の対象です。 ※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除の詳細は、ニッセイのホームページをご参照ください。 (<a href="https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/">https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/</a>) ※一般生命保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。 ※当資生堂社員専用死亡保障保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当資生堂社員専用死亡保障保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。</p> <p>&lt;保険金&gt; ●死亡保険金 《本人》 相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。 《配偶者・子ども》 本人(主たる被保険者)が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。</p> <p>●高度障がい保険金 … 被保険者が受取人の場合、非課税です。</p> <p>&lt;年金&gt; ●年金 …………… (公的年金等以外の)雑所得として所得税および住民税の課税対象です。 課税対象額 = (年金年額 + 年金開始後配当金) - 必要経費※ ※必要経費 = 年金年額(除配当金) × <math>\frac{\text{年金基金充当金}}{\text{年金お支払見込総額}}</math></p>

## 取 扱 内 容

<b>税務上の お取扱い (続き)</b>	税務の取扱い等について、2023年12月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。 今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。 個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。
<b>配当金</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。</li> <li>●脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。</li> </ul>
<b>保険金の お支払事由</b>	<p>〔死亡保険金〕 引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。</p> <p>〔高度障がい保険金〕 引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日(*1)以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表(*2)に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。</p> <p>なお、上記によって高度障がい保険金支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したもとして取扱います。                  したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。</p> <p>(*1)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。</p> <p>(*2)対象となる「高度障がい状態」とは</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの</li> <li>2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの</li> <li>3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの</li> <li>4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの</li> <li>5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</li> </ol> </div> <p>～高度障がい状態に関する補足説明～</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 常に介護を要するもの                      「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。</li> <li>2. 眼の障がい(視力障がい)                      (1)視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。                      (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。                      (3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。</li> <li>3. 言語またはそしゃくの障がい                      (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。                          ①語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合                          ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合                          ③声帯全部のてき出により発音が不能の場合                      (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。</li> <li>4. 上・下肢の障がい                      「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。</li> </ol>
<b>保険金をお支払いしない場合等 (詳細)</b>	<p>【主契約】</p> <p>○引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入(*1)日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。</li> <li>・保険契約者・被保険者の故意。</li> <li>・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。</li> <li>・戦争その他の変乱&gt;(*2)</li> </ul> <p>(*1)保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。</p> <p>(*2)ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少なく引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。</p> <p>【高度障がい保険金】</p> <p>○高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入(*1)時以後に生じた場合にかぎります。                  (原因となる傷病がご加入(*1)時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。)                  したがって、原因となる傷病がご加入(*1)時前に生じていた場合には、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。</p> <p>【すべての保険金】</p> <p>次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○告知義務違反による解除の場合                      ご加入(*1)のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入(*1)部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。</li> <li>○詐欺による取消の場合                      保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。</li> </ul>

資生堂社員専用死亡保障保険							
<p>保険金をお支払いしない場合等(詳細)(続き)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不法取得目的による無効の場合 保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。</li> <li>○保険契約が失効した場合 保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。</li> <li>○重大事由による解除の場合 次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。(以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうち一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときにかぎり、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。)</li> <li>①保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金受取人が、保険金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき。</li> <li>②この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき。</li> <li>③保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき。 (ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること (イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること (ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること (エ)反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること (オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること</li> <li>④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。</li> </ul>						
<p>制度運営および引受保険会社</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当制度は株式会社資生堂が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結したことも特約付年金払特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。</li> <li>●この団体定期保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各ご加入者(被保険者)の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合(2023年12月1日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。</li> </ul> <p><b>引受保険会社</b></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">日本生命保険相互会社(51%)(事務幹事会社)</td> <td style="width: 50%;">住友生命保険相互会社(33%)</td> </tr> <tr> <td>富国生命保険相互会社(13%)</td> <td>第一生命保険株式会社(2%)</td> </tr> <tr> <td>明治安田生命保険相互会社(1%)</td> <td></td> </tr> </table>	日本生命保険相互会社(51%)(事務幹事会社)	住友生命保険相互会社(33%)	富国生命保険相互会社(13%)	第一生命保険株式会社(2%)	明治安田生命保険相互会社(1%)	
日本生命保険相互会社(51%)(事務幹事会社)	住友生命保険相互会社(33%)						
富国生命保険相互会社(13%)	第一生命保険株式会社(2%)						
明治安田生命保険相互会社(1%)							

<個人情報の取扱いに関する株式会社資生堂と引受保険会社からのお知らせ>

- この保険契約は、株式会社資生堂(以下、「団体」といいます。)を保険契約者とし、団体および団体の子会社(以下、「子会社」といいます。)の所属員を加入対象者とする企業保険です。  
そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および子会社(株式会社フクハラアイズを含みます。以下同じ。)は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下同じ。)へ提出します。  
団体および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
  - 引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体、子会社および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。
  - また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体、子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。  
なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
- (注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。  
個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人(以下、「受取人」といいます。)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

# 医療保障保険

医療保障保険(団体型)

疾病または不慮の事故による傷害で継続して5日以上入院された場合、5日目から入院給付金をお支払いします。

## 意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

### ◆病気やケガによる入院保障

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

保障内容はニーズに合致していますか。

ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

1回の入院について最高 **120日分** (通算700日分)の  
**入院給付金**をお支払いします!

## おすすめポイント



医師の診査ではなく、健康状態等の告知による  
お申込み手続きです。

※告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。

団体保険としての割引が適用された加入しやすい保険料です!

最高120日分お支払いします!

1回の入院について最高120日分の入院給付金をお支払いします!

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、  
配当金をお受取りになれます!

※脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

**ご参考** 年間払込保険料に対する配当還元率

[ 2021年度 約26%、2022年度 約27%、2023年度 約19% ]

※上記は過去3年間の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。

ご加入後に病気になられても継続加入できます!

原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。

なお、加入内容に変更のない場合は、お手続きは不要です。



# 主な保障内容と保障額および保険料〈医療保障保険〉

- 以下の入院給付金日額からご希望の入院給付金日額をお選びください。  
配偶者は本人と同額もしくはそれ以下、子どもは本人(配偶者が加入している場合は配偶者)と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。

## 月払保険料表(概算)

対象		本人		配偶者			子ども 保険年齢 0歳~22歳(2002.3.2生~)		
入院給付金額 〔入院給付金日額× (入院日数-4日(*1))〕 1回の入院について 120日分、通算700日 分を限度(*2)とします。	疾病または不慮の事故 による傷害で継続して 5日以上入院された場合 5日目から支払い	日額	日額	日額	日額	日額	日額	日額	日額
		10,000円	5,000円	10,000円	5,000円	3,000円	10,000円	5,000円	3,000円
保険年齢	15歳~19歳 (2005.3.2生~2010.3.1生)	1,870円	935円	1,870円	935円	561円	1,940円	970円	582円
	20歳~24歳 (2000.3.2生~2005.3.1生)	2,450円	1,225円	2,450円	1,225円	735円			
	25歳~29歳 (1995.3.2生~2000.3.1生)	2,840円	1,420円	2,840円	1,420円	852円			
	30歳~34歳 (1990.3.2生~1995.3.1生)	3,010円	1,505円	3,010円	1,505円	903円			
	35歳~39歳 (1985.3.2生~1990.3.1生)	3,030円	1,515円	3,030円	1,515円	909円			
	40歳~44歳 (1980.3.2生~1985.3.1生)	3,380円	1,690円	3,380円	1,690円	1,014円			
	45歳~49歳 (1975.3.2生~1980.3.1生)	3,900円	1,950円	3,900円	1,950円	1,170円			
	50歳~54歳 (1970.3.2生~1975.3.1生)	5,010円	2,505円	5,010円	2,505円	1,503円			
	55歳~59歳 (1965.3.2生~1970.3.1生)	6,460円	3,230円	6,460円	3,230円	1,938円			
	60歳~64歳 (1960.3.2生~1965.3.1生)	8,840円	4,420円	8,840円	4,420円	2,652円			
65歳~69歳 (1955.3.2生~1960.3.1生)	12,800円	6,400円	12,800円	6,400円	3,840円				

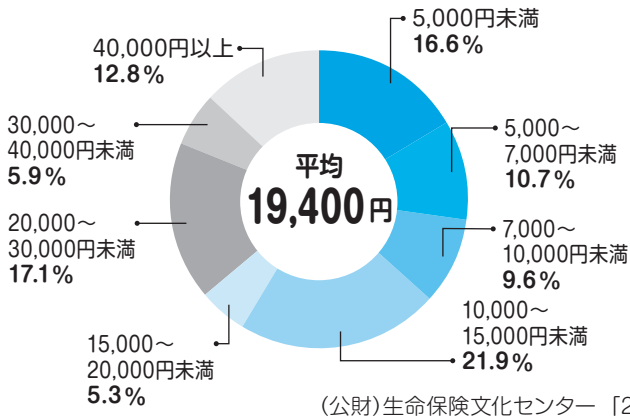
- (\*1)入院開始日を含みます。
- (\*2)給付限度については、更新前後のお支払日数を通算します。
- 保険料は毎月の給与から控除します。(第1回目は9月給与から)
- 上記は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に加入者数等に基づき算出し、更新日(今回は2024年9月1日)から適用します。追加募集の際に加入(\*)される場合は、保険料が確定している可能性があります。保険料は直近更新日時点の保険年齢でご確認のうえ、詳細は、人財本部 人材ペレージョン部 報酬・福利厚生Gまでご照会ください。
- (\*)保障額を増額する場合、増額部分については「加入」を「増額」と読替えます。  
保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保障額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。
- 当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。  
※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。  
(例:19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。)

保障内容に関する詳細や「給付金のお受取りにあたっての日数制限」等の制限事項については、「給付金のお支払事由」、「注意喚起情報」「保険金・給付金をお支払いしない主な場合」、「法令等の改正に伴う変更」、ならびに【ご加入のみなさまへ】を必ずご確認ください。

## 入院してしまったら？

### 入院経験者(過去1年間)の1日あたりの自己負担費用

(治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含む)や衣類、日用品などを含む。高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額)



地方自治体の助成により、医療費が軽減される場合があります。

地方自治体の助成例(東京都世田谷区「子ども医療費助成制度」)の場合

対象期間	助成内容	所得制限
0~15歳到達後 最初の年度末	●健康保険診療の自己負担分 ●入院時の食事の自己負担分	なし

※助成に、所得制限を設けている自治体もあります。  
詳しくは管轄の自治体にご確認ください。  
※2022年12月現在  
世田谷区ホームページ「子ども医療費助成制度」

## 給付例

胃がんで  
26日間入院したとすると・・・

入院給付金日額5,000円にご加入の場合

入院給付金  
110,000円

(5,000円×(26日-4日))支払われます。

ガンでの入院も  
もちろん保障します。

## 取 扱 内 容

医療保障保険	
加入資格	<p>●以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。 以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。</p> <p>《本人》 公的医療保険制度に加入している株式会社資生堂の役員・社員(出向者を含みます。)・有期契約社員および関連会社の社員(出向者を含みます。)・有期契約社員の方で、年齢14歳6カ月超69歳6カ月以下の方。</p> <p>《配偶者》 公的医療保険制度に加入しており、株式会社資生堂の役員・社員(出向者を含みます。)・有期契約社員および関連会社の社員(出向者を含みます。)・有期契約社員の配偶者の方で、年齢満18歳以上69歳6カ月以下の方。ただし、すでに他の医療保障保険(団体型)に加入されている方はご加入になれません。</p> <p>《子ども》 株式会社資生堂の役員・社員(出向者を含みます。)・有期契約社員および関連会社の社員(出向者を含みます。)・有期契約社員の扶養する同一戸籍の子どもで年齢0歳以上22歳6カ月以下の方。 ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。(扶養する同一戸籍の子どもとは、本人が加入している公的医療保険制度における被扶養者で、かつ本人と同一戸籍に記載されている方です。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(ご注意)</p> <p>①ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。</p> <p>②本人としての加入資格を有する配偶者・子どもは、本人としてご加入ください。(同一人が本人、配偶者または本人、子どもの二つの資格で二重に加入することはできません。)</p> <p>③配偶者・子どものみで加入することはできません。</p> <p>④配偶者は本人と同額もしくはそれ以下、子どもは本人(配偶者が加入している場合は配偶者)と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。</p> <p>⑤保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。</p> <p>⑥本人が退職・転籍出向等で上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。</p> </div>
保険期間	<p>●保険期間は効力発生日～2025年8月31日までです。ご加入後は毎年9月1日を更新日とし、原則として、加入資格を満たすかぎり保険期間1年で更新して継続します。</p>
この保険契約から脱退いただく場合	<p>●本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。</p> <p>●更新日時時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。</p> <p>●配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者・子どもは次の①または②に定める日にこの保険契約から脱退となります。</p> <p>①本人の脱退日・死亡日 ②更新日に配偶者、または子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日</p> <p>●この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する保険料が払込まれた期間の末日です。 (例えば、3月24日に脱退された場合、3月分保険料を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。)</p> <p>●退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細は当パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。</p>
受 取 人	<p>●本人・配偶者・子どもの入院給付金受取人は本人(主たる被保険者)です。</p>
税務上のお取扱い	<p>&lt;保険料&gt; ●この保険契約には新生命保険料控除制度が適用され、実質保険料(保険料から配当金を控除した金額)は、介護医療保険料控除の対象です。 ※生命保険料控除の詳細は、ニッセイのホームページをご参照ください。 (<a href="https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/">https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/</a>) ※介護医療保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。 ※当医療保障保険以外に介護医療保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当医療保障保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。</p> <p>&lt;給付金&gt; ●入院給付金は、本人(主たる被保険者)が受取人の場合、非課税です。</p> <p>税務の取扱い等について、2023年12月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。 個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。</p>
配 当 金	<p>●1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。</p> <p>●脱退され、保険期間の途中で保障終了とられた方は配当金をお受取りになれません。</p>

医療保障保険							
給付金のお支払事由	<ul style="list-style-type: none"> <li>●入院給付金               <ul style="list-style-type: none"> <li>・お支払いは、責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、5日以上継続して入院をされた場合にかぎります。</li> <li>・お支払いの対象となる入院は、保険期間中に治療を目的として医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等と引受保険会社が認める日本国外の医療施設に入院した場合にかぎります。</li> <li>・お支払いは、1回の入院について120日分、通算して700日分を限度(*)とします。</li> </ul> </li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">(*)給付限度については、更新前後のお支払日数を通算します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(ご注意) 給付金をお支払いできないことがあります。お支払いに関する詳細は「ご加入のみなさまへ」をご覧ください。</p> </div>						
制度運営および引受保険会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当制度は株式会社資生堂が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結した家族特約付医療保障保険(団体型)契約に基づいて運営します。</li> <li>●この医療保障保険(団体型)契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各ご加入者(被保険者)の加入給付金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合(2023年12月1日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;"><b>引受保険会社</b></p> <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td>日本生命保険相互会社(49%) (事務幹事会社)</td> <td>住友生命保険相互会社(35%)</td> </tr> <tr> <td>富国生命保険相互会社(13%)</td> <td>第一生命保険株式会社(2%)</td> </tr> <tr> <td>明治安田生命保険相互会社(1%)</td> <td></td> </tr> </table>	日本生命保険相互会社(49%) (事務幹事会社)	住友生命保険相互会社(35%)	富国生命保険相互会社(13%)	第一生命保険株式会社(2%)	明治安田生命保険相互会社(1%)	
日本生命保険相互会社(49%) (事務幹事会社)	住友生命保険相互会社(35%)						
富国生命保険相互会社(13%)	第一生命保険株式会社(2%)						
明治安田生命保険相互会社(1%)							
制度内容の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>●株式会社資生堂の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。</li> </ul>						
法令等の改正に伴う変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公的医療保険制度の改正が行われた場合には、引受保険会社は、主務官庁の認可を得て、保険料その他この保険契約の内容を変更することがあります。</li> </ul>						

<個人情報の取扱いに関する株式会社資生堂と引受保険会社からのお知らせ>

- この保険契約は、株式会社資生堂(以下、「団体」といいます。)を保険契約者とし、団体および団体の子会社(以下、「子会社」といいます。)の所属員を加入対象者とする企業保険です。  
そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および子会社(株式会社フクハラアイズを含みます。以下同じ。)は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下同じ。)へ提出します。  
団体および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
  - 引受保険会社は受領した個人情報を各種保険の引受け・継続・維持管理、給付金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体、子会社および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。
  - また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き団体・子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。  
なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
- (注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

# 医療保障保険(団体型)ご加入のみなさまへ 〈お申込みの前に必ずお読みください。〉

## I. 「医療保障保険契約内容登録制度」について

あなたのご契約内容が登録されます。

当社[日本生命保険相互会社]は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険(団体型・個人型)契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険(団体型・個人型)契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とす以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細について、当社にお問合せいただくことができます。

### 【登録事項】

- ①被保険者の氏名、生年月日および性別
  - ②保険契約の種類(医療保障保険(団体型・個人型))
  - ③治療給付率
  - ④入院給付金日額
  - ⑤保険契約の種類が医療保障保険(団体型)の場合、ご契約者名
  - ⑥保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、ご契約者の住所(市・区・郡までとします。)
  - ⑦契約日
- その他、正確な情報の把握のため、契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

## II. 給付金・保険金のお支払いについて

### 1. 入院給付金・死亡保険金について

保険期間中、被保険者が次の支払事由に該当されたときに、入院給付金または死亡保険金をお支払いします。(ただし、保険契約者が死亡保険金を設定していない場合には、死亡保険金をお支払いすることはできません。)

給付の名称	支払事由	支払額	支払限度(*)	受取人
入院給付金	5日以上継続して入院されたとき	その被保険者について定められた入院給付金日額 × (入院日数-4日*) ※入院開始日からその日を含めての4日	・1回の入院は120日分 ・通算700日分	入院給付金受取人
死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき	その被保険者について定められた死亡保険金額	-	死亡保険金受取人

\*給付限度については、更新前後のお支払日数を通算します。

### 2. お支払いの対象となる入院について

被保険者が、次のすべての条件を満たす入院をされたときに、入院給付金をお支払いします。

- (1)その被保険者についての加入(増額)日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること  
(注)被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての加入(増額)日前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての加入(増額)日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。
- (2)傷害または疾病の治療を目的とする入院であること  
医師(引受保険会社が特に認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることをいいます。  
(注)治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は、「治療を目的とする入院」に該当しません。
- (3)同一の不慮の事故または疾病による保険期間中の入院日数が、継続して5日以上となったこと
- (4)病院または診療所における入院であること  
病院または診療所とは、次の①②のいずれかに該当するものをいいます。
  - ①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、引受保険会社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)
  - ②①と同等等引受保険会社が認めた日本国外にある医療施設

### 3. 入院給付金のお支払いに関するその他の事項

- (1)2回以上入院された場合  
入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった「不慮の事故による傷害または疾病」が、同一かまたは医学上重要な関係があると引受保険会社が認めるときは、1回の入院とみなします。  
ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して、180日経過後に開始した入院については、あらたな入院とみなします。  
(注)「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係や、胃ガンとそれの転移による肝臓ガンとの関係等をいいます。
- (2)1つの入院の原因が複数である場合  
入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときまたは入院中に次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。
  - ①その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき
  - ②その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき
- (3)転入院または再入院された場合  
転入院または再入院をされた場合には、転入院または再入院を証明する書類があり、かつ、引受保険会社がこれを認めるときは、継続した1回の入院とみなします。
- (4)入院中に入院給付金日額の変更があった場合  
入院中に入院給付金日額の変更があった場合には、入院給付金の支払額は入院中の各日現在の入院給付金日額に基づいて計算します。
- (5)入院中に保険期間が満了した場合  
入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。
- (6)分娩による入院  
分娩のための入院は、引受保険会社が異常分娩と認めた場合に限り、疾病を直接の原因とする入院とみなします。

### Ⅲ. 給付金・保険金をお支払いできない場合について

次のような場合には、入院給付金・死亡保険金のお支払いはできません。

- (1) 被保険者が次のいずれかにより支払事由に該当されたとき
- ① 入院給付金について
- ・ 保険契約者もしくはその被保険者の故意または重大な過失による  
とき(注1)
  - ・ その被保険者の犯罪行為によるとき
  - ・ その被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故によるとき
  - ・ その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
  - ・ その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している  
間に生じた事故によるとき
  - ・ その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する  
運転をしている間に生じた事故によるとき
  - ・ その被保険者の薬物依存によるとき(注2)
  - ・ 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき(注3)
- (注1) 家族特約に加入されている配偶者・子どもが、その主契約の被保  
険者(給付金受取人)の故意または重大な過失により支払事由に  
該当された場合にも、入院給付金のお支払いはできません。
- (注2) 「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定め  
られた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、  
F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものと  
し、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚  
薬等を含みます。
- (注3) 支払事由に該当された被保険者の数の増加が、この保険の計算  
の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合に  
は、引受保険会社は、その程度に応じ、給付金の全額をお支払い  
し、またはその金額を削減してお支払いすることがあります。
- ② 死亡保険金について
- ・ その被保険者の加入(増額)日から1年以内の自殺によるとき
  - ・ 保険契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき
  - ・ 戦争その他の変乱によるとき(注)
- (注) 支払事由に該当された被保険者の数の増加が、この保険の計  
算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合  
には、引受保険会社は、その程度に応じ、死亡保険金の全額を  
お支払いし、またはその金額を削減してお支払いすることがあ  
ります。
- (2) 入院の原因となる疾病や不慮の事故が加入(増額)日前に生じている場合  
※ただし、加入(増額)日から起算して2年を経過した後入院を開始した  
ときは、その入院は加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。
- (3) 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、引受保険  
会社が告知を求めた事項について、告知の際に事実を告げなかつた  
か、または事実でないことを告げたため、この保険契約の全部または  
その被保険者に対する部分が解除されたとき
- (4) 保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保  
険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保  
険者に対する部分が取消されたとき(この場合、すでに払込まれた保険  
料は払戻しません。)
- (5) 保険契約者または被保険者が給付金・保険金を不法に取得する目的も  
しくは他人に給付金・保険金を不法に取得させる目的をもって、この  
保険契約の締結・被保険者の加入等を行ったために、この保険契約の  
全部またはその被保険者に対する部分が無効とされたとき(この場合、  
すでに払込まれた保険料は払戻しません。)
- (6) 保険契約者から保険料の払込みがなくこの保険契約が失効したとき
- (7) 次のような事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者に  
対する部分が解除されたとき(この場合、その事由が生じたとき以降に  
発生した給付金・保険金の支払事由については、給付金・保険金をお支  
払いしません。)
- ① 保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)  
または給付金・保険金受取人が、給付金・保険金(死亡保険金の場合  
は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称  
の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的  
で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
- ② この保険契約の給付金・保険金の請求に関し、給付金・保険金受取  
人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき
- ③ 保険契約者、被保険者または給付金・保険金受取人が、次の(ア)～  
(オ)のいずれかに該当するとき
- なお、複数の保険金受取人のうち、一部の保険金受取人が次の(ア)  
～(オ)の事由のみに該当した場合に限り、その一部の保険金受取人  
にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金  
受取人にお支払いします。
- (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しな  
い者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の  
反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると  
認められること
- (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する  
等の関与をしていると認められること
- (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- (エ) 反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配さ  
れ、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受け  
ていると認められること
- (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有して  
いると認められること
- ④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または給付  
金・保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困  
難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき
- (8) 支払事由に該当された際に、脱退等により被保険者でなくなっているとき  
(注) 保険期間中に本人が死亡または脱退された場合、配偶者・子ども  
も自動的に脱退となります。家族特約に加入されている配偶者・  
子どもが、更新日において加入資格を欠いている場合には、その更  
新日の前日に脱退となります。

### Ⅳ. 給付金・保険金のご請求について

- 入院給付金・死亡保険金の支払事由が生じたときは、すみやかに保険契  
約者へご連絡ください。
  - 請求書類は、保険契約者である団体に用意してあります。保険契約者を  
経由して当社へ提出ください。
- 《請求書類は、次のとおりです。》

項目	必要書類
入院給付金	(ア) 当社所定の給付金・保険金請求書 (イ) <国内で入院のとき> ・ 当社所定の様式による入院証明書または医師の診断書 <海外で入院のとき> ・ 海外の医療施設が証明する診断書(診断書の和訳文も添 付願います。) (ウ) 不慮の事故を原因とする場合には、不慮の事故であることを 証明する書類
死亡保険金	(ア) 当社所定の給付金・保険金請求書 (イ) <国内で死亡のとき> ・ 当社所定の様式による死亡診断書または死体検案書 <海外で死亡のとき> ・ 海外の医療施設が証明する死亡診断書(死亡診断書の和 訳文も添付願います。) (ウ) 被保険者の死亡事実の記載のある住民票 (エ) 死亡保険金受取人の戸籍謄(抄)本 (オ) 死亡保険金受取人の印鑑証明書

- (※1) 入院給付金を請求する場合は、次のいずれにも該当する場合、「入院  
内容報告書」および入院を証明する書類の写し(領収書の写し等)の  
提出をもって「入院証明書(診断書)」を省略することができます。
- ① 入院日数が30日以下または給付金支払額が10万円以下であること
  - ② 請求時にすでに退院していること
  - ③ 被保険者の加入(増額)日から2年を経過した後入院を開始して  
いること
- (※2) ご請求内容によっては、上記以外の書類の提出を求めると、または  
上記書類の一部を省略することがあります。

#### <ご注意>

- ・ 支払事由発生時から3年間をすぎますと、給付金・保険金のご請求権  
はなくなります。
- ・ ご請求があった場合で、当社が必要と認めるときには事実の確認を行い、  
また給付金の請求について当社の指定する医師に診断を行わせること  
があります。

### Ⅴ. 法令等の改正に伴う変更について

公的医療保険制度の改正が行われた場合には、引受保険会社は、主務  
官庁の認可を得て、保険料その他この保険契約の内容を変更することが  
あります。

### Ⅵ. 当社からのお願い

被保険者のご家族の異動や死亡保険金の受取人の変更などの場  
合には、すみやかに保険契約者を経由して当社へお知らせください。

### Ⅶ. 個人情報の取扱いについて

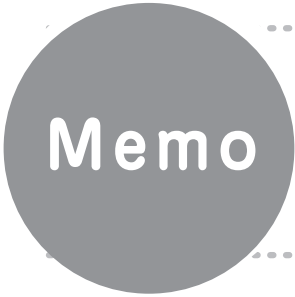
この保険契約の運営にあたっては、保険契約者(以下、団体といいます。)  
および団体所属の事業所等(加盟企業・子会社等を含みます。以下同じ。)  
は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、  
団体が保険契約を締結した引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下  
同じ。)へ提出します。団体・事業所等は、この保険契約の運営において入手  
する個人情報を、この保険契約の事務手続きのため使用します。引受保険  
会社は受領した個人情報を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金・  
給付金等の支払い、その他保険に関連・付随する業務のため利用し、また、  
団体・事業所等および他の共同引受会社等へその目的の範囲内で提供し  
ます。また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体・事業  
所等および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報を取扱わ  
れます。なお、引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、  
個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。なお、団体等がこの  
保険契約の事務を委託する場合には、当該事務の受託会社も団体等と同  
様に個人情報を取扱います。

(注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則  
により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用  
目的が限定されています。

#### <死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて>

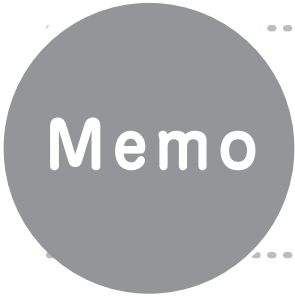
指定された死亡保険金受取人(以下、受取人といいます。)の個人情報に  
ついては、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われま  
すので、お申込みにあたっては、受取人にその旨をご説明いただき、個人情  
報の取扱いについての同意を取得してください。

日本生命保険相互会社  
企業保険サービスG  
平成24年3月26日  
K2011-588



# Memo

A series of horizontal dotted lines for writing, starting from the right side of the 'Memo' circle and extending across the page.



# Memo

A series of horizontal dotted lines for writing, starting from the right edge of the 'Memo' circle and extending across the page.

# 「申込書兼告知書」記入見本

## 【お申込み手続き】

- 新規に加入される方は、「申込書兼告知書」をご提出ください。また、本人との続柄が「その他(9)」となる方を本人の死亡保険金受取人とされる場合は、「死亡保険金受取人指定書(★)」をあわせてご提出ください。
- すでに加入されている方で、死亡保険金受取人を変更される場合は、「死亡保険金受取人指定書(★)」をご提出ください。(「申込書兼告知書」での受取人変更のお取扱いはできません。)この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書(★)」を発送した日です。
- その他内容の変更(脱退を含みます。)がある方は、「申込書兼告知書」をご提出ください。内容に変更のない方は従来の加入内容で継続されますので、提出いただく書類はありません。
- 必要事項が記入・押印されているか、ご提出前にご確認ください。内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正しい内容をご記入ください。
- 11ページ~12ページの「ご加入のみなさまへ」はご契約に伴う大切なことから記載したものです。医療保障保険の申込みをされる際には必ずご一読ください。

**申込締切日**  
2024年7月5日(金)

**提出先**  
株式会社フクハラアイズ

「申込書兼告知書」  
「死亡保険金受取人指定書(★)」  
「被保険者の告知書(★)」

(★)「死亡保険金受取人指定書」・「被保険者の告知書」が必要な場合は、上記の提出先までお申し出ください。

記入にあたっては黒ボールペンでご記入ください。  
※重要書類につき文字が消せるペンは使用しないでください。

この「申込書兼告知書」を記入された日を必ずご記入ください。

性別に○印をご記入ください。生年月日をご記入ください。(年号は○印をご記入ください。)

氏名はすべてカタカナでご記入ください。

配偶者・子どもも申込みされる場合にご記入ください。(加入資格のある子どもは全員同額でご加入ください。)

内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正しい内容をご記入ください。

資生堂社員専用死亡保障保険(団体定期保険)  
医療保障保険(団体型)

1 ニッセイ用  
No. \_\_\_\_\_

**申込書兼告知書** 株式会社 資生堂

日本生命保険相互会社 行

事業所コード 5 0 0 0 1	所属コード	従業員番号 0 5 4 3 2 1	申込日(告知日) 年 月 日 0 6 0 6 2 8	申込締切日 年 月 日 6 7 5	効力発生日 年 月 日 6 9 1
---------------------	-------	----------------------	----------------------------------	-------------------------	-------------------------

家族区分	被保険者氏名 (カタカナでご記入ください)	性別	生年月日 年 月 日	死亡保障保険		医療保障保険		申込印 (告知印)
				保険金額 (万円)	入院給付全日額 (円)	保険金額 (万円)	保険金額 (万円)	
本人	セイ : シヤイドウ メイ : タロウ	男	5 1 0 4 1 7	4 0 0 0	1 0 0 0	* * *	* * *	印
配偶者	氏 名 (カタカナでご記入ください)	続柄 人数	現在の加入金額					
	シヤイドウ ハナコ	1 1						
配偶者	セイ : シヤイドウ メイ : ハナコ	女	5 6 0 9 2 6	7 0 0 0	5 0 0 0	* * *	* * *	印
子ども	セイ : シヤイドウ メイ : カオリ	女	2 0 0 1 0 7	2 0 0 0	3 0 0 0	* * *	* * *	印
子ども	セイ : シヤイドウ メイ : マサト	男	2 3 0 1 0 3	2 0 0 0	3 0 0 0	* * *	* * *	印

**告知欄**

新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および裏面の質問事項を確認のうえ告知します。

\*主たる被保険者が新規加入・増額する申込者の告知をとりまとめるのうえ、以下の1または2に○印を記入ください。

① 新規加入・増額する全ての申込者について、質問事項に対する答えが全て「いいえ」となります。

② 質問事項について「はい」の答えがある申込者がいます。該当者について、あわせて「被保険者の告知書」を提出します。

【「はい」の答えがある申込者氏名(カタカナでご記入ください。)】

死亡保障保険 シヤイドウ ハナコ

医療保障保険 シヤイドウ ハナコ

(幹事会社) 日本生命保険相互会社

2つの制度にお申込みになれます。今回申込みされる保険金額、入院給付金日額をパンフレットから選択のうえ、右つめでご記入ください。脱退される場合は「0」と右つめでご記入ください。

必ず押印してください。(スタンプ印可)

・新規加入・増額をご希望の方は、「申込書兼告知書」裏面の〈質問事項〉をご確認ください。

・本人(主たる被保険者)が新規加入・増額の申込みをされる方の告知をとりまとめるのうえ、1または2に○印をご記入ください。

[1]に○印  
申込者全員の質問事項に対する答えが全て「いいえ」となる場合  
※申込者氏名のご記入は不要です。

[2]に○印\*  
1名でも質問事項に対する答えが「はい」となる場合や質問事項に対する答えに迷われる場合  
\*「はい」の答えがある申込者氏名に該当者の氏名をカタカナでご記入のうえ、あわせて「被保険者の告知書(★)」をご提出ください。別途「被保険者の告知書(★)」を提出いただければ、保険会社にて新規加入・増額の可否を判断します。  
※「被保険者の告知書(★)」は商品ごとにご提出ください。

※当「申込書兼告知書」は記入見本用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。

<「障がい」の表記> 当パンフレットでは、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。